

平成27年度第1回みどり市総合教育会議 会議録

・日 時 :平成27年5月20日(水) 午後1時30分から午後2時20分まで

・場 所 :みどり市役所大間々庁舎地下第5会議室

・出席者 :みどり市長 石原 条
みどり市教育委員会
委員長 長 丹羽 千津子
委員長職務代理者 松崎 靖
委 員 山同 善子
委 員 金子 祐次郎
教 育 長 石井 逸雄

(会議に出席した事務局職員)

教育部長、教育総務課長、同課長補佐、同主査

・議 題

- (1) 総合教育会議の運営方法等について
- (2) 教育等に関する大綱策定方針等について
- (3) みどり市の教育行政の現状と課題について

(教育部長) 今年の4月1日からの地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴いまして、第1回の総合教育会議をただいまから始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは次第の2番のあいさつをいただきたいと思います。最初に、この会議の招集者であります、石原市長よりお願いいたします。

(市長) みなさんこんにちは、お世話になります。ルールがこのようになったものですから、私が招集者となりました。日頃から教育行政に大変熱心に関わっていただきまして、感謝を申し上げたいと思っております。もちろん、今までの仕事の延長線ではあると考えておりますが、こうして私も会議に加わるということによって、少しは良い方向に向けば良いと思っておりますので、改めてのご指導、ご協力をお願い申し上げます。以上でございます。

(教育部長) ありがとうございます。続きましてみどり市教育委員会を代表しまして、丹羽委員長よりごあいさつをお願いいたします。

(委員長) みなさんこんにちは、第1回のみどり市総合教育会議の開催に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。この記念すべきと言いますか、第1回の0からのスタートですので、そこに関わり、携われるということ、この席に参加しているということを、とても光栄なことと感じています。そしてそれと同時に、また、とても重い責任も感じているところであります。この総合教育会議、そしてこれから策定されます大綱が、形だけのものにならずに運用されて、みどり市の教育行政に反映されていくような形にしていければというふうに考えております。そして、新しい制度にはなりましたけれども、私たち教育委員がいる意味というのは、やはりレイマンコントロールであるのかなというふうに思います。

今までと同様に、教育に関する民意の調達に関わっていければなと思っています。これからも普通の感覚を忘れずに、みなさんと一緒に努力していきたいと思っています。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

(教育部長) どうもありがとうございました。それではご案内の次第の3番、議題でございますが、議題につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第1条の4の第3項に基づきまして、石原市長に座長をお願いすることになっておりますので、石原市長よろしく願いいたします。

(市長) それでは、議題の方に入ります。

まずは、この総合教育会議の運営方法であります。資料1を見ながらお願いしたいと思います。説明をお願いいたします。

議題(1) 総合教育会議の運営方法等について

(教育総務課長) 教育総務課川俣と申します。よろしくお願いいたします。

お配りいたしました、右上に資料1と付された資料に基づきまして、説明をさせていただきます。

最初に本日開催の総合教育会議を法律でどのように定めているのか簡単に説明をさせていただきます。

まず1番の設置根拠ですが、この設置根拠にありますとおり、平成27年4月1日付で地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正施行されまして、新たに設けられた条文の規定に基づき、市長は、みどり市総合教育会議を設置いたします。

次に2番、この会議の概要ですが、まず(1)設置目的です。教育

行政において、予算の編成・執行権や条例提案権を有する地方公共団体の長と、教育行政を担う教育委員会が十分な意思の疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的に設置するものでございます。

次に（２）位置づけですが、地方公共団体の長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場であります。この会議自体は、執行機関ではございません。

（３）協議事項ですが、この会議で協議する事項につきましては、法律の定めがあります。①大綱の策定に関する協議、この大綱の策定につきましては、本日（２）の議題でさっそくご協議いただくこととなりますが、法改正によりまして、市長が教育に関する大綱を策定することが定められ、この策定にあたっては、総合教育会議において協議することと規定しております。続きまして、②教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関する協議、③児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関する協議をこの総合教育会議で行うこととなります。

（４）構成員ですが、法の定めによりまして、地方公共団体の長と教育委員会という形でございます。

３番会議の運営方法ですが、（１）会議の招集につきましては、法の定めにより市長が招集をいたします。教育委員会がその権限に属する事務に関して協議することが必要であると考えた場合に地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、招集を求めることもできます。

（２）意見聴取ですが、会議においては、協議上必要がある場合は、関係者又は学識経験を有する者から意見を聞くことができます。裏面

をお願いいたします。

(3) 会議の公開・非公開ですが、法律におきまして、会議は原則として公開いたします。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき等必要な場合には公開しないことができます。

(4) 議事録ですが、法では会議終了後、遅滞なく議事録を作成して公表することを努力義務として義務づけております。

(5) 事務の調整結果の尊重ということで、この会議において、構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員はその調整結果を尊重しなければなりません。

(6) 運営の細則ですが、法律に定めがあるものを除きまして、会議の運営に関し必要な事項は、この会議で定めるということになっておりまして、例えば傍聴の手続きですとか、非公開とする議題の指針等について定める必要があります。2枚目のページに、この法律の抜粋を参考に載せさせていただきました。

3枚目をお願いいたします。先ほど会議の運営方法(6)運営の細則のところ、説明させていただきましたが、今後このみどり市総合教育会議を開催するに当たりまして、法に定めのない事項について最低限の部分取り決める必要がございます。今回その取り決めについて、3枚目にみどり市総合教育会議運営要綱(案)を作成しましたので、要綱案について説明をさせていただきます。

まず第1条の趣旨ですが、この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、法律の定めのない部分を定めるものといいたします。

第2条では、会議の公開について定めております。これは法律で、原則公開となっておりますが、みどり市において非公開とする部分の範囲をここで明記をさせていただきました。ただし書き以降になりますが、みどり市情報公開条例第11条に規定する公開してはならない

情報を含む事件であると認めるとき等には、非公開とさせていただくという内容でございます。

第3条傍聴の取扱いですが、傍聴については、みどり市教育委員会傍聴規則の規定を準用する形で、案を作成させていただきました。この案によりますと定員は7名、先着順ということになります。これにつきましては、別紙資料として傍聴規則の資料をお配りさせていただいておりますので、参考に見ていただければと思います。

第4条議事録の作成及び公表についてですが、法では努力義務となっておりますが、みどり市では教育委員会議においても議事録等を作成、公表しておりますので、この会議におきましても議事録を作成し、公表するとさせていただきます。

最後に第5条庶務については、教育委員会事務局教育総務課において処理するという内容で案を作成させていただいております。会議の運営方法につきまして、ご協議をいただきまして、その上で会議開催に当たり最低限取決めておくべき要綱についてご決定いただきたくご協議のほどよろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

(市長) ただいまの説明について、何かご質問等ありましたらお願いいたします。

(金子委員) 要綱について説明していただいたのですが、(案)となっております。この要綱の(案)は、外れることなく続いていくという、そういう(案)なのでしょうか。

(教育総務課長) この会議で、開催するにあたり基本となる要綱ということで、(案)ということを示させていただいて、この会議でご決定いただければ、(案)を取ってこの要綱に基づいて、会議を開催していくということ

になります。

(市長) 執行機関ではないということですよ。

(教育総務課長) はい。

(市長) 分かりました。

議題(2) 教育等に関する大綱策定方針等について

(市長) 続きまして(2)教育等に関する大綱の策定方針等について資料2と資料3になりますが、説明をお願いします。

(教育総務課長) それでは、資料2の方をお願いいたします。こちらにつきましても、大綱について法律でどのように規定しているか、説明をさせていただきます。

まず1番、策定の根拠ですが、改正されました法律によりまして、市長は、みどり市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなります。

この大綱の概要ですが、(1)定めるべき事項です。みどり市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものでございます。詳細な施策については、策定することは求められておりません。

(2)主たる記載事項になりますが、基本的には各地方公共団体の判断に委ねられておりますが、主として、学校の耐震化や統廃合、少人数教育の推進、あるいは総合的な放課後対策、幼児教育・保育の充実など、予算や条例等の地方公共団体の長が有する権限に係る事項に

ついでに目標や根本となる方針が想定されております。また、地方公共団体の長の権限にかかわらない事項であっても、教科書採択の方針や教職員の人事異動の基準等について、教育委員会が適切と判断した上で、地方公共団体の長が大綱に記載することも考えられるとされているところでございます。

次に（３）これは法の定めになりますが、教育行政は国と地方との適切な役割分担のもとに行われるべきものという部分から、国の教育振興基本計画に明記されました大きな方向性を参考にして策定することになります。

（４）大綱の対象期間ですが、これについては法の定めがございませんが、地方公共団体の長の任期が４年、国の教育振興基本計画の対象期間が５年ということから、４年から５年程度が想定されております。参考に国や県の現状の計画の名称、計画期間を載せさせていただきました。

裏面をお願いします。今ご紹介しました法抜粋を添付させていただいております。

２枚目をお願いいたします。当市の大綱の策定方針について、このあとご協議いただくわけですが、その検討資料として、事務局で作成させていただいた大綱の策定方針（検討資料）について、説明をさせていただきます。

まず１番、教育に係る現行計画ですが、みどり市においては現在、みどり市総合計画、計画期間が平成２５年度から平成２９年度、それから平成２７年度の単年度のみどり市教育行政方針がございます。みどり市総合計画におきましては、将来都市像、「輝くひと、輝くみどり、豊かな生活創造都市」を実現するために、８分野において基本構想を掲げ、その中の１つに教育分野として、人を育て、文化をはぐくむまちづくりというものを掲げております。この基本政策を実現するため

の基本的な施策として（１）生涯学習の推進から（５）市民スポーツの充実まで５つの施策を掲げ、この掲げた施策ごとに基本事業、それから成果指標を定めて取り組んでいるところでございます。

次に、みどり市教育行政方針ですが、こちらでは、みどり市の教育の振興を図るに当たっての基本理念、それから基本方針を記載しまして、更に総合計画で定めた５つの基本施策の部分での施策を再掲しまして、４番目として、その年に行う重点施策等を掲げております。市の総合計画、それから教育委員会が定めている行政方針はこのようになっております。

２番、大綱の位置づけということですが、今回市長が定める大綱に盛り込む内容については、当然現行の市の総合計画及び教育行政方針との調整を図って、かつ国・県の教育振興基本計画との整合性も考慮して策定することになります。大綱策定におきましては、イメージ図を書かせていただきましたが、市が定める総合計画、それから市長が定める総合教育会議の協議を経て定める大綱、それと教育委員会が定める教育行政方針、これらの３つの計画に基づいて、本市の教育行政を進めていくということになります。

裏面をお願いいたします。２）、具体的に大綱に盛り込む内容ですが、想定されますのは、みどり市の教育の基本理念や方針、それから大綱策定の趣旨や期間、それから施策の大綱、これは総合計画の施策に基づいた取組みの目標みたいなものを掲げることになるというふうに考えております。

最後に３番、大綱策定スケジュールですが、これも事務局の案として記載をさせていただきました。今回第１回総合教育会議において大綱の策定方針について合意といたしますか、方向をいただければ、それに沿って今後進めていくことになります。できれば第２回総合教育会議の際に大綱素案等を提示させていただいてご協議いただき、第３回

12月になりますが、年内に大綱として仕上げていければというふうな形で事務局では検討資料として作成させていただいています。

併せて資料3をお願いします。大綱の策定という部分のスケジュールを説明させていただいたのですけれども、それも含めた年間スケジュールということで、平成27年度におきましては、本日第1回の後、第2回7月から8月、第3回12月、第4回2月から3月ということで年4回の開催、それから備考欄に書かせていただきましたが、臨時開催ということで、緊急時の対応措置の場合の協議ということでこれも含めてお願いしたいという案で作成をさせていただきました。その他資料としまして、国の基本計画の概要版、それから群馬県の教育振興基本計画の概要版、それと本市の総合計画並びに教育行政方針の写しを資料として添付をさせていただいております。これらの資料を参考にさせていただきまして、大綱の策定方針についてご協議いただきたくよろしくお願い申し上げます。説明は以上になります。

(市長) ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、またご質問等ありましたらお願いいたします。

(教育長) 市長、補足をさせていただいてよろしいでしょうか。

(市長) はい。

(教育長) 今、事務局から説明がありましたけれども、国には国が定めている教育振興の基本計画があり、群馬県教育委員会には県の教育振興基本計画があるわけですが、みどり市は、教育振興基本計画の策定をしておりませんでした。と申しますのも、市として総合計画というものが、その中で数値目標等をきちんと示し、そして細かな施策につい

ては、こんな形で推進して行くというように定めています。教育委員会では、そのことを受けて教育行政方針を単年度ごとに定め、そして実行し、その結果については、先日もご協議をいただいたように毎年評価を行っているところです。5年後の姿をどういうふう to 実現するために来年度はどうしようか、ということもご協議をいただいているという経緯もあったものですから、前教育長のときから市の総合計画と単年度の教育行政方針をプラスすることで、みどり市の教育振興基本計画に充てるという捉え方で対応してまいりました。市の総合計画も後期基本計画が動いておりますし、次回の計画を定めるまで、残り3年ということになりますので、大綱は現在の総合計画後期基本計画が終了するまでを1つの区切りとして方針を立て、市が新しい総合計画を策定するときに並行して、市の総合計画の中に入って来る教育分野をしっかりと受けながら、教育振興基本計画を策定していく形がとれると、今までの流れと大きく食い違うことなく対応できると思っています。そのような方式で良いかというところも含めてご協議いただければありがたいと思います。

(市長) そんな補足の説明です。

(教育長) もし、それが了解いただければ、そういう位置づけをきちんと明文化した上で、原案を事務局の方で作成させていただきたいと思っています。

(市長) 当然、整合性のある話になってくるので、国や県もあるし、市の総合計画との整合性というのもありますので、もちろん独自性を出すのは大事なことですけれども、あまり整合性のない話をしてしまいますと何だという話になってしまいますので、整合性のあるような大綱の

策定ということをご了解願いますでしょうか。

(「はい」の声あり)

(市長) 梓はそういうところで策定をお願いしたいと思います。

(教育長) 先ほど担当から配らせましたけれども、昨日たまたま県内の市町村の教育長会議がございまして、そこで県教委から示された資料の中にちょうど各市町村の大綱の策定状況調査結果、それから今後の見通しを一覧表にまとめたものが配付されました。3月の段階でしたので、みどり市も未定と回答していたわけですが、当然年内にはというところで考えていた部分があります。見ていただきますと分かりますように、1番早いところで前橋が4月、それから太田が5月、伊勢崎が6月というところですが、群馬県は27年度末までに策定というところがございます。先ほど事務局の方から話をしたように、今後、原案を7月あたりで示させていただきます、最終的には12月で決定という形をとらせていただければ、県内他市町村と比べてもそう大きく違ったスケジュールではないと思っています。参考として、今日急遽付けさせていただいたところ
です。

(市長) そういうところで理解をお願いいたします。

議題(3) みどり市の教育行政の現状と課題について

(市長) 続いて(3) みどり市の教育行政の現状と課題について説明願います。

(教育総務課長) すみません。補足の説明をさせて下さい。先ほど市長から執行機関ではないのかという部分の確認で、私の方から執行機関ではありません、という説明をさせていただきました。総合教育会議では、法律で協議やら調整を行うということになっておりますが、この法律で言っている協議、それから調整という意味は、調整というのは、教育委員会の権限に属する事務について、予算の編成・執行や条例提案、大学、私立学校等を管轄する地方公共団体の長の権限に属する事務との調和を図ることを言います。協議というのは、調整を要しないものも含め、自由な意見交換として幅広く行うものを、協議として位置付けておりますので、そういう意味でこの会議は執行機関でないという位置づけであります。

それでは、議題の(3)番ですが、資料4を配付させていただいておりますので、石井教育長から内容の説明をいただいた上で、意見交換をしていただければと思っております。よろしく願いいたします。

(教育長) それでは、私の方から簡単に説明をさせていただいて、そのあと意見交換をいただければと思っております。資料4を見ていただきますと分かるように教育部で所管している各課、館ですが、今年度の課題を各課でまとめたものが5項から10項あがっています。これらをすべて説明すると、なかなか協議が深まらないところもございますので、この中から各課1点ずつ、話をさせていただきたいと思っております。説明させていただくのは、それぞれ赤で色が塗ってある項目でございます。

教育総務課では、公会計化に伴う学校給食業務の安定的な推進を目指した給食費の公会計化が動き出したところです。また、これまでの給食費は、学校長が所管する私会計の扱いでした。公会計に引き継ぐ前に徴収できるもの、できないものの検討をしっかりとさせた上で、一旦給食センターでお預かりして、それから更に整理をし、市に引き継

ぐという作業を進めていきたいと考えています。公会計化になったにも関わらず、私会計として学校にいつまでも持たせておくというのも負担になりますので、この5月末をもって一旦学校の私会計から市の大間々給食センターの方で、一括して引き受ける形をとって、そして整理をしながら公会計に引き継ぐという手続きを進めさせていただきます。更には、アレルギー対応食も、まだ、みどり市は十分な提供ができていないところがございます。

学校教育につきましては、あずま小学校の教育課程特例校の推進について説明させていただきます。議会等でもお話をさせていただいたように、今年度から3カ年間教育課程の特例校ということで、あずま小学校で学校独自の英語の時間を設定できるという特例校の許可をいただきまして、1年生から6年生まで英語の時間を持つ取り組みを進めているところであります。向こう3カ年間許可で、小学校1年生から小学校6年生までの英語科の取り組みを先駆的に探っていきます。と申しますのも、平成32年には小学校でも英語科が全面実施されるという流れになっていますので、そこに向けて、まずパイロット的にあずま小学校で進めていき、市の他の学校にノウハウを提供していくというところもあります。それからもう1つは、学校規模が大分小さくなってきているところもございますので、東地区の特色ある教育活動として、先々は小・中一貫も視野に入れられるであろうということで、英語活動に取り組んで行くものです。特に、小学校1年生、2年生でも英語科を取り入れているところが、ほかの特例校にないところで、県でも注視していただいているところです。

学校計画課につきましては、1番に挙げている笠小の分離新設が大きな課題でございます。これは笠懸小学校の分離新設という方針を進める過程で笠懸小学校区のそれぞれの地区への丁寧な説明であるとか、意見の聴取が不十分であったという点を教育委員会議でも確認させて

いただき、市長にもご了解をいただいて、それを丁寧に進める作業を始めているところであります。説明会の準備ということでは、2月23日それから3月30日、直近では昨夜、第3回目という形で説明会をさせていただきました。そして、6月19日から7月19日までの1ヶ月間で、5区から10区の6つの地区に出て行って説明をし、意見を聞き、それらの意見をまた地区代表者の会議で検討することになります。なお、福岡中央小学校もあずま小学校も、複式学級が出てきているので、小規模校の問題についても引き続き注視をしていかなければなりません。

社会教育では大きく(2)と(3)を赤で色抜きをさせていただいたところですが、(2)が生涯学習振興計画の第2期を策定するというところで、第1期は平成23年から今年度末までの5カ年計画でしたが、これが今年度末で切れますので、28年度からの計画を策定していく作業を進めます。また、スポーツ振興計画も定めていきたいということで、計画を立てているところでございます。特にスポーツ施設については老朽化をしているものがあつたり、みどり市だけでは施設として不足している部分があつたりなど、意見もいただいておりますので、そんなところも踏まえながら、振興計画の策定を進めているということが社会教育の課題であります。

文化財課につきましては、(1)のところで史跡西鹿田中島遺跡保存整備事業がございまして、これについては、現在実施計画というところで、先日も協議をいたしました。これが定まると着工ということになりますけれど、今年度は、基本的な造成と芝張りくらいのところまでです。学習施設も含めた全体像として整ってくるのは、3年ないし5年、できれば3年程度で仕上げたいと思っておりますが、補助金等の状況も見ながら進めてまいります。この西鹿田中島遺跡が何で重要なのかということ、縄文草創期の遺跡として、これだけまとまった資料が出

てくるところは全国でも珍しいということで、国の史跡指定をされているところですので、市とすると岩宿遺跡と一体的な活用ができればということを考えているところでもあります。

富弘美術館につきましては、入館者数が課題であります。開館当時は年間40万人から入っていた人が、11万弱にまで減ってきているということです。ただそうは言いながらもあの館1館でそれだけの人を集めているというのは、それだけ見れば、大きな成果があるというふうに捉えられるのですが、どうしても過去のデータが大きかったものですから、課題となっております。中でも、リピーターは非常に多いのですが、高齢化が進んでいるので、ぜひ若い人に来ていただくような施策を講じて、その人たちにリピーターになっていただくという方策を考えて行く必要があるだろうと考えます。それから3.11の後、減っていた修学旅行も含めた学生の利用は、ほぼ3.11前に近い数字に戻ってまいりました。ですので、あとは一般の方々にどのようにして来ていただくかということになります。ただ先程来申し上げているように、富弘美術館だけでこの122号沿いに人を呼ぶというのは難しいことですから、市全体の観光であるとか、教育委員会が管轄している童謡ふるさと館等々もございますので、一体的にPRを考えていく必要があります。そんな中においては、来年度富弘美術館が25周年を迎えるということ、それから、みどり市の10周年を記念して「花と緑のぐんまづくり in みどり」というのがございます。花を巡ってのみどり市あげての大きなイベントになるわけですが、花を大きな題材としている富弘美術館もその中に上手く入れていただいて、人を集めていこうと考えています。もう一度地元の人たちにも目を向けてもらうということも考えながら進めているところです。また、LED照明にすることで、より明るく、しかも絵には優しい光になるようなことも富弘美術館では考えたいと思っております。長くなりました

たが、以上のようなところが、今年度大きく考えていかなければならない、あるいは緊急が迫られている課題に対しての現状と見通しということで説明をさせていただきました。

(市長) ただいまの説明について何かありましたらお願いいたします。

(市長) 特にこの辺は普段、教育委員会の中で皆さん方も共通の認識を持っていらっしゃるでしょうからね。

(教育長) そうですね。これらについては、常々話をしていきます。

(市長) こうして共通の認識を持つということで。

(教育長) 特にそんな中で更に精選していくと、やはり笠小の問題をある程度、目鼻を付けていかなければならないというところがございますので、またこの会議の中でもご意見等もいただいたり、市長のお考えを伺ったりというようなところもお願いできたらと思っています。昨夜も含めて3回目の説明会を持たせていただきましたけれども、区長さん方に少しずつ理解をしていただけていると感じています。しかし、本当に学校を造らなければならないのかとか、学校を造らなくても良いのではないかという意見を言われる方もいます。しかし、最終的にまとまりまして、説明会を持てるような状況になってきたところです。

(市長) 特になければ、今日はそんなところになるのですかね。良い懇親の場というか、情報交換の場にしたいと思っておりますので、よろしく願いします。

(教育長) せっかくの機会ですから委員の皆さんから市長に話はありますか。

(松崎委員) 私ども教育委員ということで、先ほど丹羽委員長からも話がありましたけれども、レイマンコントロールという教育のプロではないけれども、一般の社会人の立場で教育に関わっているわけです。教育委員会の範疇の中で例えば、今の富弘美術館の問題だとか、文化財の問題だとか、社会教育の中の問題だとかというのは、単に教育委員会だけではなくて、観光課に関わってくる部分だとか、あるいは健康福祉課に関わってくる部分だとか、いろんな形でリンクしてくる部分があって、そういうところに我々の意見を多少なりとも反映させていただいている、そんなところが役目かなと思っています。学校の先生だとか、教育の中で専門的にやっていく見方と我々一般の市民の立場から見方や感じ方は多少異なる部分があると思うので、その辺の全体として整合性を保つように働きかけていく、その辺が我々の役目なのかなというふうに思っています。そういう意味では、教育行政方針の中でも、基本理念というのは方向性ですから大きく異なることはないのですが、基本方針については、かなり教育委員の中でも議論した中で決まっている部分ですので、この辺のところが大綱の中に盛り込まれて、みどり市としては、こう行きましようというものができ上がれば大綱の意味や趣旨が伝わるかなという気がいたします。

(市長) 山同さん何かありますか。

(山同委員) 大綱という部分については、みどり市の教育行政方針を読み返してみたのですが、本当に基本理念の中に濃縮されていますし、良い意味で欲張っているし、だからこの中のものが、現実化したらとても良いと思うので、その辺がイメージできるような、また、しやすいような大綱にな

ると良いかなと思います。

(委員長) 1つよろしいですか。先ほど教育長の説明で、みどり市には教育振興基本計画がないけれども、現在ある振興計画とかと整合性を持たせて大綱を策定していくということだったのですが、今後、教育振興基本計画をみどり市としては作る予定はないのでしょうか。

(教育長) 市長よろしいでしょうか。先ほど説明がちょっと足りなかった部分がございますが、みどり市とすると教育振興基本計画という形で、きちんとした形で整えてあるものは、今ありません。しかしそれに当たるものとして市の総合計画の5カ年計画とそれをしっかりと受けて、単年度の教育行政方針を作っています。今の段階ではこの会議の中でしっかりと認識をいただいて、市の総合計画プラス市の教育行政方針をセットにして、これを市の教育振興基本計画とすることの確認が取れればと考えます。市の総合計画が29年までですので、29年が近くなってくると市も総合計画を作るために動きが起こりますし、そこでは市民の皆さんからいろいろアンケートを取ったり、有識者から声を聞いたりなどの作業も行われると思います。それと並行して大綱の改定を行っていくことになると予想されます。

(金子委員) 1つよろしいですか。今の話の続きになるのですが、振興計画を将来的に、こういうものに集約していくという中で、今の教育行政方針も整理されて振興計画の中に入れ込んでいくということになりますね。そうすると名称としては、教育行政方針という名称そのものは無くなっていくという理解で、もちろん中では出てくるけれども表立っては出てこないという位置づけですか。

(教育長) 単年度レベルでは教育行政方針は必要になると思います。と言いますのは、大綱は、4年ないし5年のスパンとして定めることとなりますので、4、5年後の姿を見通した単年度の計画が必要となります。

(金子委員) 計画があつて単年度の教育行政方針が出てくるという。そういう階層的なものができるというイメージですね。

(教育長) 単年度ごとに評価を繰り返していくという形です。

(金子委員) 分かりました。

(教育長) それが多分、市の総合計画に関する事業評価とも重なり、無駄のない方法だと考えます。

(市長) ありがとうございました。議題の方はこれで終わりにしたいと思います。

(教育部長) それでは4番の閉会に移るわけですが、今日は第1回目ということで、運営の会則である要綱案を1つは可決していただきました。これに沿って次回の会議が大綱の素案等の協議ということで、7月から8月に予定されております。日時等事務局で調整して改めてご案内をさせていただきますので、よろしく願いいたします。それでは、以上をもちまして第1回総合教育会議を閉会とさせていただきます。大変ご苦勞様でした。